【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年9月16日

【事業年度】 第16期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

【会社名】株式会社ネプロジャパン【英訳名】NEPRO JAPAN Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 金井 孟

【本店の所在の場所】 東京都中央区京橋一丁目11番8号 西銀ビル

【電話番号】 (03)6803-3976

【事務連絡者氏名】 執行役員 財務法務部長 大瀧 秀樹

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区京橋一丁目11番8号 西銀ビル

【電話番号】 (03)6803-3976

【事務連絡者氏名】 執行役員 財務法務部長 大瀧 秀樹 【縦覧に供する場所】 株式会社ジャスダック証券取引所

(東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号)

EDINET提出書類 株式会社ネプロジャパン(E05570) 訂正有価証券報告書

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月29日に提出いたしました第16期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)有価証券報告書の一部に訂正 すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は_線を付しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

- (1)~(9)<省略>
- (10) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

<省略>

取締役の責任免除

当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨を定款で定めております。

監査役の責任免除

当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨を定款で定めております。

<省略>

(訂正後)

- (1)~(9)<省略>
- (10) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

<省略>

取締役の責任免除

当社は、<u>取締役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、</u>取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨を定款で定めております。 監査役の責任免除

当社は、<u>監査役が本来なすべき職務の執行をより円滑に行うことができるよう、</u>取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨を定款で定めております。 <省略>

以上